

本校は、平成31年4月1日より各種学校から専修学校高等課程へ移行となりました。これに伴い、平成31年4月より「愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金」ならびに「私立学校等入学納付金補助金」の対象校となりました。この制度は、愛知県の補助金制度として愛知県内の私立高校生等の保護者や勤労生徒の負担を少しでも軽くするため、学校を通じて行う制度です。

補助金の申請は入学後に書類をお渡しし手続きをしていただきます。

1 愛知県授業料軽減補助金

以下のすべてに該当する方は授業料軽減補助金の対象者となります。

- ・学生本人が愛知県内に住所を有すること
- ・保護者または主たる生計維持者が愛知県内に住所を有すること
- ※「愛知県内に住所を有する」とは、愛知県内に住民票があることをいう
- ・保護者または主たる生計維持者の所得が、下表の基準に該当するものであること

県の区分	保護者または主たる生計維持者の所得基準	軽減額
甲	算定基準額（※1）が212,700円未満の世帯	（※2）30,000円
乙	算定基準額270,300円未満の世帯	16,200円

（※1）「算定基準額」とは、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額」をいう。
政令指定都市（名古屋市）の場合、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額×3/4」

（※2）法令で定められた支給額は月額33,000円ですが、当校の授業料月額が30,000円のため月額30,000円が限度となります。

2 入学納付金の補助

以下のすべてに該当する方は授業料軽減補助金の対象者となります。

- ・学生本人が愛知県内に住所を有すること
- ・保護者または主たる生計維持者が愛知県内に住所を有すること
- ※「愛知県内に住所を有する」とは、愛知県内に住民票があることをいう
- ・保護者または主たる生計維持者の所得が、下表の基準に該当するものであること

県の区分	保護者または主たる生計維持者の所得基準	軽減額
甲	算定基準額（※1）が212,700円未満の世帯	130,000円
乙	算定基準額270,300円未満の世帯	65,000円

（※1）「算定基準額」とは、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額」をいう。
政令指定都市（名古屋市）の場合、「課税標準額×0.06－市町村民税の調整控除額×3/4」